

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>厚生労働大臣は、労働安全衛生法関係手数料令別表第三第五号、第六号、第十三号又は第十四号に掲げる器具（以下「検定対象器具」という。）の型式についての検定の申請があつた場合において、当該申請について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、当該型式の検定対象器具を製造し、及び検査する設備等が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第四十四条の二第三項の厚生労働省令で定める基準（以下「基準」という。）に適合しているかどうかを審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させるものとする。</p> <p>一、四（略）</p>	<p>厚生労働大臣は、労働安全衛生法関係手数料令別表第三第五号、第六号又は第十三号に掲げる器具（以下「検定対象器具」という。）の型式についての検定の申請があつた場合において、当該申請について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、当該型式の検定対象器具を製造し、及び検査する設備等が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第四十四条の二第三項の厚生労働省令で定める基準（以下「基準」という。）に適合しているかどうかを審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させるものとする。</p> <p>一、四（略）</p>